

看板メンテ君会員企業の皆様へ

(株)エフシーバンク鈴木

## 緊急特集：北海道帯広市看板落下事案速報から見る考察について

2017年4月10日 Am8:20頃、北海道帯広市の金融機関の支店敷地内外において、重量約2トンの独立看板が高さ10mの支柱との溶接部分から折れて落下した事案が発生しました。原因は現在警察により調査中とのことですですが溶接の劣化が大半であるように思われます。幸いにも人身・物損事故の発生はありませんでした。当該看板は設置後約43年経過、3年に1回の頻度で点検業務を行っており直近の点検実施は2015年11月。点検内容も高所作業車を使用し打音・触診などを施していたとのことでした。当日は帯広地方に強風注意報がAm4:00より発令されておりAm7:00頃には最大瞬間風速15.3mを観測したとのことでしたが、他に落下や飛散した看板の情報は入っておりません。また他の情報によりますと当日以前、来店客から「看板が傾いている」等の通報は当該金融機関の支店には伝わっていたようです。看板の形状・重量・設置後経過年数などを総合的に勘案すると、通報があった時点で即時警察への届出、警察から消防への緊急対応要請などが必要な状況であったことが伺えます。

札幌の事故では、「事故は予測できなかった」と否認し続けていた当時店舗の管理責任者であった副店長の方が有罪判決となり、去る3月15日に業務上過失傷害罪で罰金40万円（求刑：罰金50万円）の行政処分（法定刑の実行）を受けました。未だ意識不明の重態である被害女性に対する人身事故に直接関与した重量約25kgの鉄骨部材が落下する約1時間前に当該部材を支える部材が落下し、隣接するビルのテナントの方が通報してくれたにも関わらず、安全配慮の義務を施さなかつた（その過失がなければ人が死傷することはなかったという構成要件に適合した）ことが一種の事故原因および実行行為であると刑法211条で判断されたためありました。また現在のところ民事に関する情報は「会社として過失を認めている」とされているだけで詳細には入っておりません。

【参考：平成24年12月2日の笹子トンネル天井板崩落事故：（竣工後約37年後に起きた事故）においても、占有会社、管理会社が「予測・予見は不可能だった」と無過失を主張し続けた（しかし実態は事故の約3ヶ月前の点検時には異常なしと報告していたが、事故の約10日後の再検査時においてアンカーボルトの緩み・欠落が約1,200本見つかり点検の実施そのものに疑問符が付く状況にあったのです）が、最終的には過失を認めざるを得ない状況となり、賠償金の支払い命令を承諾する結果となりました。何かの過失がある状況下で「予測・予見不可能」を立証することは非常に困難であることがこの事案からも理解できます。また余談ですが、事故後平成26年6月国土交通省公表の改訂トンネルその他の点検要領では目視は遠望目視のみは不可、近接目視との併用にて行う旨が記載されています】

また、今回の帯広の事案で仮に人身事故の発生があった場合、店舗の管理責任者に対し同様に刑法上の行政処分があることは容易に判断できる状況です。

現実論として、専門業者による3年に一度の打音・触診などの点検で事足りるものではないことが今回の事案からは改めて考察できます。看板占有者、管理責任者の注意義務の一環として日常目視点検や半年～1年ごとの定期点検実施の方がむしろ重要であることも同時に伺い知ることができます。また、設置後10年超の看板だけが対象ではなく、新規に設置した看板も同じように日常点検・定期点検は施す必要があると思います。特に屋外看板はさまざまな気象条件・騒音・振動・風圧・ひょう災・雷害など過酷な条件下にあるため、例え新設であっても安全率100%は担保できないのが現実だからです。

さらに管理者の義務として「各種点検の記録」および「補修・再塗装の記録」を時系列的にかつ詳細にとつておくことも大変重要なことであると思われます。管理責任を立証するためだけではなく、中長期にわたり安全を担保するために行うことが第一義です。特に補修・再塗装には注意が必要であると思われます。補修・再塗装の日時は当たり前ですが、**補修・再塗装前の状況を写真等により記録しておくこと**で、再塗装後外装がキレイになって忘れてしまっている**現実を再認識**できます。

しかし、今回の事案も同様ですが、占有者・管理責任者の注意義務、安全配慮の義務を実務として行なうことがいかに重要なのか、また具体的にどのように行なえばよいのかを知らない方がほとんどなのでないかと推察します。

以前にも述べましたが、改めて今後いかに事故をなくすかまたは最大限に減らしていくかのキーワードは、やはり**看板を設置し維持・保存・管理する方々の日常からの注意義務、安全配慮の義務、管理記録の履行**なのではないでしょうか？

さて、わが国では高度経済成長時代に数多くのインフラ設備（土木構築物）、建築物および建築設備、看板などが乱立したと表現できるほど竣工しました。今回の看板もほぼ同じ時代に出来上がったものです。以前にも表記しましたが特に土木インフラ関係（各インフラの寿命は竣工後 50 年とされてはいる）は、本格的なメンテナンスの時代に入っており、国土交通省を中心に「このまま更新していくと 2060 年までに単年度国家予算を超越する約 120 兆円もかかってしまう、**既存のインフラをいかにして点検やメンテナンスの技術の結集で長寿命化させるか**」というテーマで産業界・学会・官公庁・国民による国民会議を行うほどの状況で、国内は 5 兆円産業・海外まで含めると 200 兆円産業ともいわれ、大手メーカーなどを始め実際にさまざまな業界が参入してきております。

町中のあらゆるところに設置されている**屋外看板**においても、**設置後 10 年超どころではなく 20 年、30 年、40 年超のものが**いくらでもあります。**屋外看板もインフラメンテナンス時代の潮流に乗るべく点検・メンテナンスをさらにメジャー化していくことが急務です。**業界全体で担当行政の方々とのさらなる連携、関連する業界および業界団体との連携、現業部門の確かな技術（老朽化などの現状を見極められる力、リスクアセスメントを遵守し適正に点検業務を遂行できる力など）、第三者的立場からの適正な分析・診断・注意義務や安全配慮義務の教育を含めた維持管理に関するアドバイス業務など多岐にわたって同時並行で行っていく必要があります。

札幌の看板事故からわずか 2 年あまりで起こったこの事案が、看板設置者（所有者）、占有者、管理者、管理会社、制作業者、設置業者、点検受託業者、業界第三者委員、担当行政、近隣住民など直接的・間接的に関わる立場の方々に訴えかけるものは一体何なのか？人身事故は幸いにも起きましたが、今回は大変深い意味でメッセージを投げかけられているような気がしてなりません（筆者の勝手な意見）

**昨年 10 月 31 日の朝日新聞様の記事**にもあったとおり、**札幌の事故以来 41 件の落下事案**がすでにあります。しかし**今回のような溶接部分から折れて看板本体そのものが落下する事案**が現実に出てきたのです。今まで部材が落下した、板面の一部が破損して飛散した、底板が腐って一部落下したというのが落下事案の主流でしたが、今回は過去の事案ではありません類を見ない落下の経緯でした。

**点検・メンテナンスに代表される狭義のリスクマネジメント（能動的事前管理策）**は、業界のステークホルダー（関わる全ての人）への本当の思いやりです。危険な看板は帶広だけではありません。こうしている間にもいつどこで落下事案があるかわかりません。一刻も早く対応を遂行されることを切望いたします。